

求之信、以自爲福源。其流益遠矣。居士中田、諱長直、法名宗榮、號德庵。尾州之産。辭州祿而寓京都。後至加州。見太守而領市役。壽八十四。承應二癸巳年四月十六日抱病逝。封墓於柑樹林也。今家統長者、能辨其醜態。又欲使後昆續積善種福之信。特設居士眞影、就山僧乞題詞。仍願其誠信不能固辭焉。重雪上加霜、詞云。

無生無滅。全體堂々。諸法空寂。徧界顯揚。食求情淡。信力增剛。感得金像。福充十方。仁風一握。扇金禾光。納戒羅髮。坐蒲隨場。蘭孫蕙子。庭階聯芳。感應道交。世々吉祥。

享保癸卯九月十六日 勅住永平白龍書

右德庵は大乗寺開基檀那にて、禪學を學べりと。今兒童の謬に藥罐にまゝたく徳庵坊といひ來る徳庵坊は、即ち紙屋徳庵が事也と云ふ。二代徳興は銀座役を勤めたり。元祿十四年金澤家柄町人等居屋敷拜領等の人々取調書に、紙屋庄三郎貞享四年町年寄被仰付、町役赦免、町中餘荷。とありて、舊藩中は諸役免許にて、町年寄役を勤むる家柄也。商業は干菓子を製造し、舊藩中は幕府進獻の菓子なども命ぜられ、高名なる菓子店なりき。

○殿 町

此の町は、大手町の後町也。殿町の名稱その起原詳ならず。舊記中にも此の町名未だ見當らず。按ずるに、此の町は十間町と一町の如くなりしかど、従前は武士町をば殿町と稱し、町地をば十間町と呼べり。今は兩町共に商家の町地と成りしかど、尙殿町と十間町と區劃を立てたり。意ふに加州大聖寺にも殿町あり、金澤と同じく大手先の近邊にて、殿町の名は藩公の殿閣近き町なる故也といへり。然らば金澤なる殿町の名も同意ならんか。

○富田越後藩第

元祖越後守重政の舊第は、城内新丸の越後屋敷と稱せし地にして、殿町の邸地は四代越後重持以來居住せしかど、廢藩の際退去し、今郵便局とす。三州志來因概覽に云ふ。新丸越後第は富田越後守重政の第地なり。此の第地に越後守重政一代、其の子越後重康一代居住す。重康寛永廿年八月病死。其の子越後重次寛永廿一年五月小松に至り、微妙公に奉仕し、小松にて病死す。其の養子越後重持相續せし處、公の薨後萬治二年金澤へ歸り、今居住する第地を賜はり、

世々爰に居住すといへり。従前富田氏居邸の頃は、四辻の角に土藏あり、此の土藏に元祖越後守重政の守本尊なる摩利支天を安置せし處、往來の者此の土藏腰へ不淨をなし、其の祟ある故に卯辰山寶泉坊へ預け、彼の地に堂宇を建て安置すといへども、靈驗新たりし靈像の居給ひし藏なるにより、尙其の祟ありとて世人甚だ恐怖し、中には土藏腰へ草花を手向け参拜する者絶えずといへり。按ずるに、右は後人の俗説にて、過聞より起りしと聞ゆ。彼の摩利支天の尊像は、慶長十一年に元祖越後守卯辰山に摩利支天堂を造立して、尊像を彼の堂へ安置し、寶泉坊を別當とすと、彼の寺の由來書に見れば、殿町なる居邸の土藏に安置すべきよしなし。

○富田氏第邊傳話

舊傳に云ふ。昔は男女奉公人に取持人と云ふ者もなく、金澤市中の者及び郡方の者共、金澤諸士町方等へ奉公せんと欲する者は、十間町の往き付きなる富田氏の土藏腰或は塀腰に集り居れり。僕婢を求むる人々此の所へ來り、みづから其の人體を見て給金・宛行高を取り究め、夫れく連れ

ゆきける事、そのかみよりの流例なりといひ傳へたりと。

按ずるに、金澤町會所留記に載せたる寛文九年二月十六日の定書に、女奉公人町中に立あつまり居申儀御停止に候條、向後奉公人之親兄弟并宿主方より急度可申渡と見れば、此の後延寶七年三月四日の定書にも、女奉公人辻人市などに立申儀一切仕間敷とあり。されば十間町富田氏第地邊に男女奉公人集りて辻立せしは、寛文九年以前にて今年より女奉公人は辻立を停止せられたりと聞ゆ。其の以前の質朴なる風俗おもひやられけり。加賀古跡考に云ふ。能登の外浦より船子・獵師など、冬暮に向ひ隙になりぬれば、口を糊する爲に金澤に出で、知らぬ家へ入りて、みづから、よき男でござる奉公に遣はれよ、と云ふ者まゝあり。何地の者とも知れず名も定かならぬを、冬三ヶ月下部として召置く事、當國のならばし也。世俗是を能登部といへり。寔に古代の遺風と云ふべしとあり。或は云ふ。能登部といふものは、能登國より冬三ヶ月金澤及び大坂などの酒造家等へ奉公に出づる者をいへり。昔は是を能登部と呼びたりしかど、冬季のみ奉公するゆゑに、今は冬部と呼べりとぞ。